

## 『法の歴史と法解釈の基礎』 お詫びと訂正

『法の歴史と法解釈の基礎』を2刷刊行時に下記のように修正しています。謹んでお詫びするとともに、訂正いたします。

記

2025年12月5日

(株) 中央経済社

刷数	場所	旧	新
第1刷	p.28 「[史料] ヴォルムスの協約」内	ハインリヒ4世	ハインリヒ <u>5</u> 世
	p.60 下から8行目	ザクセン王権の	ザクセン <u>選挙侯</u>
	p.68 コラム4行目	オーストリア一般法典	オーストリア一般 <u>民</u> 法典
	p.77 コラム16行目	1948年の	1 <u>8</u> 48年の
	p.78 1の2行目	主権概念を	<u>最高権力の所在</u> を
	p.79 2の4行目	諸邦が	諸 <u>ラント</u> が
	p.80 3の4行目	各領邦国家に	各 <u>ラント</u> においても
	p.80 3の6行目	18の領邦から	諸 <u>ラント</u> からなる
	p.81 14行目	社会学な	社会 <u>的</u> な
	p.83 13行目	19世紀後半のこと	19世紀後半 <u>から 20世紀</u> <u>にかけて</u>
	p.83 下から2行目	ガッダリッジ	ガッタリッジ
	p.85 下から1行目	シュレーダー	シュレーター
	p.88 12行目	他の混合国	他の混合 <u>法</u> 国
	p.88 注22	松本絵美	松本 <u>英実</u>
	p.89 下から12行目	ハルバート	ハーバート
	p.89 注24	Häbele	Häberle
	p.96 3の6行目	加盟国法は	加盟国法 <u>については、</u>
	p.96 3の8行目	直接適用性	直接 <u>効果</u>
	p.97 6行目	直接適用性を	<u>EU法の直接効果</u> を
	p.121 2行目	1896年2月に	1896年 <u>1</u> 月に
	p.151 (1)8行目	部落有林統一政策	部落有林 <u>野</u> 統一事業
	p.159 7行目	国家法と社会との	<u>既存の秩序と新しい社会</u> <u>形成力</u> との

	p.188 (2)17行目	罰金や拘留刑を科しうる	<u>民事制裁金や民事拘留を命じうる</u>
	p.195 注 177 下から 2行目	国家法を	<u>双方を</u>
	p.198 11行目	法解釈と法解釈とは	法解釈と法解釈 <u>学</u> とは
	p.212 1の2行目	法解釈	法解釈 <u>(法律解釈)</u>
	p.221 13行目	審査の措置	審査の <u>外</u>
	p.228 下線4行目	3年以上遡る	<u>過去3年以内の</u>
	p.235 下から3行目	自己の利益	<u>時効</u> の利益